

## 調布市議会改革検討代表者会議第27回会議日程

平成25年1月30日 午前10時  
於 全員協議会室

- 1 検討・協議事項  
議会基本条例について
- 2 その他

資料72：議会基本条例（案）第9章 民主・社民の会修正案

資料73：議会基本条例（案）第7章～第9章 共産党・元気派・生活者  
ネット共同修正案④

新	旧
第9章 議員定数及び議員報酬	第9章 議員定数及び議員報酬
(議員定数)	(議員定数)
<p>第22条 議員の定数の改定に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、提案するように努めなければなりません。</p> <p>(1項と2項を合体させ、文言を整理)</p> <p>2 議員の定数は、別に条例で定めます。</p>	<p>第22条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。</p> <p>2 議員の定数の条例改正に関する議案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するように努めなければなりません。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例で定めます。</p>
(議員報酬)	(議員報酬)
<p>第23条 議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の規定に基づく審議会意見を反映するものとします。</p> <p>(1項下線部分のカット)</p> <p>2 議員の報酬は、別に条例で定めます。</p>	<p>第23条 議員報酬の改定に当たっては、<u>行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに</u>、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の規定に基づく審議会意見を反映するものとします。</p> <p>2 議員の報酬は、別に条例で定めます。</p>

## 調布市議会基本条例(案) (第7章・第8章・第9章) 共産党・元気派・生活者ネット共同修正案④

2013. 1. 28提出

第7章 政治倫理	第7章 政治倫理
(政治倫理)	(政治倫理)
<p>第20条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めます。</p>	<p>第20条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感をもって、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めます。</p>
第8章 政務活動費	第8章 政務活動費
(政務活動費)	(政務活動費)
<p>第21条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。</p> <p>2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対してその用途についての説明責任を負うものとします。</p> <p>3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めます。</p>	<p>第21条 会派又は議員は、<u>政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用するし、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。</u></p> <p>2 <u>会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対してその用途を公表するについての説明責任を負うものとします。</u></p> <p>3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めます。</p>

第9章 議員定数及び議員報酬	第9章 議員定数及び議員報酬
(議員定数)	(議員定数)
<p>第22条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。</p> <p>2 議員の定数の条例改正に関する議案は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するように努めなければなりません。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例で定めます。</p>	<p>第22条 議員の定数の改定に当たっては、<u>行財政改革、第3条に掲げる議会の使命及び活動原則に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとする</u>ことを基本とし、<u>市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望の視点を十分考慮するものとします。</u>とともに、議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。</p> <p>2 議員活動の評価等に関して市民意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとします。＜(1)から＞</p> <p>2 議員の定数の条例改正に関する議案は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するように努めなければなりません。</p> <p>3 議員の定数は、別に条例で定めます。(直接請求にかかる規定は、定数条例の中で定めます)</p>
(議員報酬)	(議員報酬)
<p>第23条 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分考慮するとともに、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の規定に基づく審議会意見を反映するものとします。</p> <p>2 議員の報酬は、別に条例で定めます。</p>	<p>第23条 議員報酬の改定に当たっては、<u>調布市特別職報酬審議会条例に基づく審議会意見のほか、行財政改革、市政の現状及び課題並びに将来予測等を及び展望を十分考慮し市民の意見</u>するとともに、<u>調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条の規定に基づく審議会意見を十分に反映して決定するものとします。</u></p> <p>2 議員の報酬は、別に条例で定めます。</p>